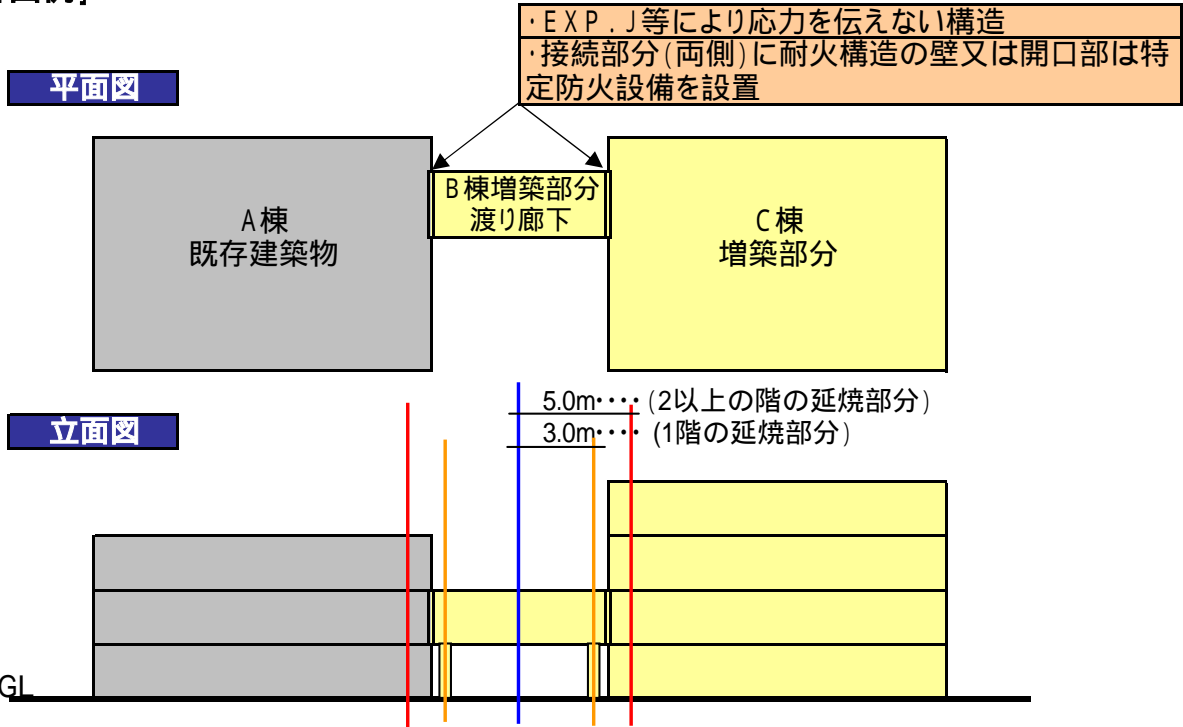


建築物間を渡り廊下で接続する場合の構造、防火、避難上の取扱いについて

[計画例]



[適用]

渡り廊下で接続する建築物について、渡り廊下の接続部が耐火構造の壁又は特定防火設備で区画され、かつエキスパンションジョイント等により、相互に応力を伝えない構造である場合は、以下の条件を満たすものに限り、建築基準法第26条、第27条、第35条、第35条の2及び第36条(令第112条～115条に限る。)の適用において、別の建築物と見なす取扱いとする。

ただし、平屋建ての渡り廊下で、外気に開放され相互を応力を伝えない構造である場合は、上記の取扱いに関わらず、建築基準関係の全ての規定の適用において別の建築物と見なす。

[基準]

一	渡り廊下は、自立した構造とすること。
二	渡り廊下の階数は、接続する建築物の避難階を基準として2以下とすること。
三	渡り廊下の構造は、法第26条、第27条の適用を受ける場合は、接続する建築物のうち高い耐火性能を有する建築物と同等以上の構造とすること。また、これらの規定の適用を受けない場合にあっても、主要構造部を準耐火構造(木造を除く)とし、外壁を防火構造、屋根を法第22条に掲げる構造とすること。
四	渡り廊下の2階部分で、その接続部分(端部)から反対側の建築物の直通階段までの歩行距離は、5.0m以下とすること。
五	渡り廊下の最大長さは、3.0m以下とすること。
六	渡り廊下は、有効幅員を1.8m以上3m以下とし、廊下のための用に供するものであること。
七	渡り廊下の内装は、天井及び壁の下地及び仕上げを不燃材とすること。
八	渡り廊下に接続する建築物が令第126条の4の適用を受ける場合は、渡り廊下部分に同規定に基づく非常用照明を設置すること。
九	既存建築物に渡り廊下を増築する場合は、既存建築物が法第3条第2項に規定する既存不適格建築物又は現行法に適合する建築物であること。(違反建築物である場合は、この取扱いの対象としない。)
十	接続する建築物に対する「延焼のおそれのある部分」の取扱いは、渡り廊下がないものと見なし、接続する建築物の相互間の中心から1階にあっては3m、2以上の階にあっては5mとする。(渡り廊下は、延焼の恐れのある部分の処理は不要)

注) この取扱いに該当しない場合は、適用のただし書きである場合を除き、渡り廊下で接続する全ての範囲を一棟の建築物として取扱うものとし、また既存建築物に増築等を行うケースにおいては、法第86条の7の規定に基づき取扱うこと。